

町営住宅 入居者募集要項

募集住宅の概要

名称	構造	間取	募集戸数	家賃	駐車場
愛宕東町営住宅	PC造3階建	3LDK	4戸	27,700円～41,200円	1台 1,500円/月
雁小屋町営住宅	木造平屋建	3DK	1戸	19,100円～28,400円	
作田西町営住宅	木造平屋建	3DK	1戸	21,900円～32,600円	
中島町営住宅	木造平屋建	3LDK	1戸	25,100円～37,500円	
	木造2階建	3LDK	1戸	26,600円～39,600円	
愛宕町営住宅	木造2階建	3LDK	4戸	22,800円～34,300円	1台目 1,500円/月
駒ヶ嶺駅前町営住宅	木造2階建	3LDK	2戸	20,700円～30,800円	2台目 1,400円/月
小川町営住宅	鉄筋コンクリート造 5階建	3DK	5戸	13,800円～20,600円	民間駐車場

募集住宅共通の要件

敷金	3か月分の家賃に相当する金額（入居時）
連帯保証人	入居される方と同程度以上の収入を有する方 2名
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・家賃は入居者全員の収入、部屋の広さ、立地条件等から算出され、毎年収入などに応じて改定されます。 ・自治会の諸活動に対しては積極的にご協力をお願いします。 ・ペット（犬、ネコ、鳥類、爬虫類等）の飼育は禁止です。

入居者資格

■入居資格 1. 自ら居住するための住居を必要としている方

現に同居し、または同居しようとする親族がある方（婚姻の予約者も含む）

2. 単身者は次に該当する方のみ可。

- ・年齢が60歳以上の方
- ・身体障害者、精神障害者、知的障害者
(精神保健福祉手帳又は療育手帳の交付を受け得る程度の障害の方)
- ・戦傷病者（戦傷病者手帳の交付を受け得る程度の戦傷病の方）
- ・被爆者（厚生労働大臣の認定を受けた方）
- ・生活保護法に基づく被保護者
- ・海外からの引揚者（本邦に引き揚げられた日から起算して5年を経過しない方）
- ・DV被害者
(配偶者暴力相談支援センター等に保護を受けた後5年以内の被害者)
(配偶者に対し裁判所から接近禁止命令等が出された後5年以内の被害者)

3. 世帯の収入が、公営住宅法で定められた基準収入額以下であること

入居収入基準（月額） 一般世帯 158,000円以下

※ただし、高齢者世帯（入居者が60歳以上でかつ同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満）、または障害者世帯の場合には裁量階層となり、入居収入基準は214,000円以下となります。

入居収入基準の算定

$$= \frac{\text{世帯の総所得金額} - (3.8 \text{万円} \times \text{同居者数}) - \text{その他の控除}}{12}$$

※その他の控除は、世帯の中に以下の方がいる場合に該当します。

- | | |
|---------------------|-------------------|
| ・老人扶養親族（70歳以上） | 100,000円 |
| ・特定扶養親族（16歳以上23歳未満） | 200,000円 |
| ・普通障害者 | 270,000円 |
| ・特別障害者 | 400,000円 |
| ・寡婦/ひとり親 | 270,000円/350,000円 |

4. 納期の到来している町税等を完納していること

5. 暴力団員でないこと

募集内容

■募集期限 令和8年8月10日（月）

■申込方法 町営住宅入居申込書に関係書類を添付の上、都市建設課へお申し込みください。

【関係書類】

- 入居希望する方全員の住民票（**住民票世帯全員**）
※別居扶養親族のいる方は、その世帯も必要です。
※婚約中の方は両方の世帯が必要です。
- 前年の所得を証明する書類
（**所得証明書 最新年度分**）
※入居を希望する18才以上の方全員必要です。
※所得のない方も所得無しの証明書が必要です。
- 納税を明らかにする書類（**町税等未納がない証明書**または**納税証明書**）
※入居希望する課税対象者全員必要です。
- 以下に該当する場合は、各書類も必要となります。

摘 要	提 出 書 類
就職後1年が経過しない方	給与証明書
無職の方で、退職後1年が経過しない方	退職証明書
ひとり親世帯または単身世帯の方	戸籍謄本
障害者世帯に該当する方	身体障害者手帳の写し 又は医師の証明書
DV被害者	保護命令発令通知書の写し 又は施設の長が証明する書類
現在婚約中の方	婚約証明書
別居扶養親族のいる方	健康保険証の写し
生活保護法による生活扶助を受けている方	保護決定通知書の写し
アパートなど借家にお住まいの方	住宅賃貸借契約書の写し

入居資格審査のうえ入居が決定した方に対して、その旨を通知いたします。

申込数が募集戸数を上回った場合は、入居者選考委員会を開催し入居者を決定します。

- その他
- ・書類等は正確かつ偽りの無いよう作成願います。
 - ・現住所地において税金以外の「公共料金」等の滞納がある場合には、完納してから申込みしてください。
 - ・申込み書類は返却しません。
 - ・入居の際は新地町に住民票を異動していただきます。

お問い合わせ

新地町役場 都市建設課住宅都市整備係

0244-62-2113 e-mail:toshikei@town.shinchi.lg.jp